

新潟医療福祉大学情報ネットワーク内規

(趣旨)

第1条 この内規は、新潟医療福祉大学情報環境整備規程第4条に基づき、情報ネットワークシステム(以下「ネットワーク」という。)の安全かつ円滑な管理運営及び利用に関し、必要な事項を定める。

(利用者の範囲)

第2条 ネットワークを利用できる者(以下「利用者」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学生及びこれに準ずる者
- (3) その他、図書館・情報委員会(以下「図書館委員会」という。)が許可した者

(利用の申請)

第3条 利用者がネットワークを利用しようとする時は、事前に図書館委員会に利用の申請をしなければならない。

- 2 利用の申請に関して必要な事項は、別に定める。

(利用者の報告義務)

第4条 利用者は、ネットワークの環境保持のため、次に掲げる事項に遭遇した場合には、図書館委員会に報告しなければならない。

- (1) コンピュータウイルス又はネットワークの障害を発見した場合
- (2) 情報倫理に反する行為を発見した場合
- (3) その他、ネットワークに影響を及ぼすような事項を発見した場合

(利用者の遵守事項)

第5条 利用者は、ネットワークを利用するに当たり、次に掲げる事項について遵守しなければならない。

- (1) 自己が使用する電子計算機のアカウント及びパスワードを管理すること
- (2) 学術研究、教育、学習及び事務以外の目的にネットワークを利用しないこと
- (3) ネットワークに負荷又は障害を及ぼすような利用は行わないこと
- (4) 定期的にウイルス対策ソフトによるスキャン、基本ソフト等の修正アップデートを行い、セキュリティに配慮すること

(システム管理者)

第6条 ネットワークを保守管理する責任者としてシステム管理者を置く。

- 2 システム管理者は、学長と図書館委員会委員長が協議のうえで任命し、次に掲げる事項を基本業務とする。
 - (1) サーバ及びネットワークの管理
 - (2) ネットワークにつながる利用端末の管理
 - (3) 障害発生時の一次対応及び緊急措置

- (4) 障害発生時の情報収集及び状況説明
- (5) 情報セキュリティに関する啓蒙及び教育
- (6) 管理業者との交渉窓口

(システム担当者)

第7条 システム管理者を補佐する役目を負うため、システム担当者を置く。

- 2 当分の間、図書館・情報委員会委員が前項に定めるシステム担当者の任に充たる。
但し、ネットワーク環境に精通している者を充てることを妨げない。

(システムの停止)

第8条 図書館委員会は次に掲げる事項が生じた場合、ネットワークの停止や電子計算機の切り離しなどの必要な措置をとることができる。

- (1) 国内外の法令に反する行為があった場合
- (2) 人権を侵害する行為があった場合
- (3) 外部又は内部からの不正アクセスが検出された場合
- (4) その他、外部又は内部への影響が甚大であると判断され、システム管理者が必要と認めた場合

(責任)

第9条 ネットワークの安全かつ円滑な管理運営及び利用に関し、次のとおりそれぞれ責任を負うものとする。

- (1) 図書館委員会は、ネットワークの環境整備の責任を負う
- (2) システム管理者は、ネットワークの保守管理の責任を負う
- (3) 利用者は、ネットワークを適切に利用する責任を負う

(利用の制限・罰則)

第10条 利用者が第5条に定める遵守事項に反すると図書館委員会が判断したときは、図書館委員会委員長の指示に基づきネットワークへの接続制限、アカウントの停止などの措置を講じることができる。

- 2 故意又は重大な過失により第9条に定める責任を果たさず、ネットワークに甚大な影響を与えた場合には、その影響に値する罰則を科すものとする。

(改廃)

第11条 この内規の改廃は、委員会の承認を得るものとする。

(補足)

第12条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、図書館委員会が別に定める。

附則

この内規は、平成16年5月20日から施行する。